

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第28号

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解
消推進条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
施行細則（平成31年名古屋市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 9条中「第19条第 1項」の次に「及び第 2項前段」を加える。

第10条を次のように改める。

（公表）

第10条 条例第19条第 2項後段及び第 3項の規定による公表は、次の各号に掲
げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について、インターネットの利用そ
の他の適切な方法により行うものとする。

(1) 条例第19条第 2項後段の規定による公表 次に掲げる事項

ア 差別相談に係る事案の概要

イ 勧告を行わない理由

(2) 条例第19条第 3項の規定による公表 次に掲げる事項

ア 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 勧告の概要

第11条第 1項中「第19条第 2項」を「第19条第 3項」に改める。

第 2号様式中「第19条第 1項」を「第19条第 1項」に改め、同様式注中第 2項前段」

「第19条第 2項」を「第19条第 3項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7年 4月 1日から施行する。